

平成27年度芦屋町保育料

【1号認定】

階層区分	定義	全額	半額	3人目以降
1	生活保護法による被保護世帯	0	0	0
2	町民税非課税世帯	3,000	1,500	0
3	町民税所得割課税額 77,100円以下	16,100	8,050	0
4	〃 77,101円～ 211,200円以下	20,500	10,250	0
5	〃 211,201円以上	25,700	12,850	0

(単位:円、月額)

- 注1 階層区分認定の基礎となる課税額は、住宅取得等特別控除・配当控除・外国税額控除の適用はありません。
- 注2 小学校3年以下の範囲において、最年長の子どもから順に2人目半額、3人目以降0円となります。
- 注3 2階層に属している世帯のうち、母子父子家庭・在宅障害児(者)のいる世帯等は無料となります。
- 注4 3階層に属している世帯のうち、母子父子家庭・在宅障害児(者)のいる世帯は、全額 1,000円、半額 500円が、それぞれ減額されます。
- 注5 保育料は4月1日現在の年齢により決定します。年度の途中で年齢が変わってもその年度中の保育料は変わりません。